

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成25年 6月28日

【会社名】 名港海運株式会社

【英訳名】 MEIKO TRANS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 藤森 利雄

【本店の所在の場所】 名古屋市港区入船二丁目 4番 6号

【電話番号】 (052)661-8135

【事務連絡者氏名】 常務取締役 小林 史典

【最寄りの連絡場所】 名古屋市港区入船二丁目 4番 6号

【電話番号】 (052)661-8135

【事務連絡者氏名】 常務取締役 小林 史典

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目 8番20号)
名港海運株式会社東京支店
(東京都中央区八重洲二丁目 2番 1号
ダイヤ八重洲口ビル 5階)

1【提出理由】

当社は、平成25年6月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金10円 総額300,398,940円

ロ 効力発生日

平成25年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

今後の事業展開および事業内容の多様化に対応するため、現行定款第3条（目的）について、事業目的を追加するものであります。

利便性向上および公告手続合理化のため、現行定款第5条（公告方法）について、公告方法を電子公告に変更し、併せて事故その他やむを得ない事由で電子公告によることができない場合の予備的な措置を定めるものであります。

第3号議案 取締役22名選任の件

取締役として、高橋治朗、藤森利雄、近藤久忠、伊藤清、岡部和壽、立松康芳、

伊藤秋雄、熊澤幹男、伊藤一功、加納吉康、小林史典、飯田輝智、荻原茂、

松尾年巳、赤羽昇、土屋定雄、松井滋、柘植要、高橋広、清水順三、蟹井修およ

び野々部洋史を選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、大杉誠を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	25,525	425	0	(注) 1	可決 (98.36)
第2号議案 定款一部変更の件	25,915	35	0	(注) 2	可決 (99.87)
第3号議案 取締役22名選任の件					
高橋治朗	25,900	50	0	(注) 3	可決 (99.81)
藤森利雄	25,903	47	0	(注) 3	可決 (99.82)
近藤久忠	25,903	47	0	(注) 3	可決 (99.82)
伊藤清	25,903	47	0	(注) 3	可決 (99.82)
岡部和壽	25,903	47	0	(注) 3	可決 (99.82)
立松康芳	25,903	47	0	(注) 3	可決 (99.82)
伊藤秋雄	25,903	47	0	(注) 3	可決 (99.82)
熊澤幹男	25,903	47	0	(注) 3	可決 (99.82)
伊藤一功	25,903	47	0	(注) 3	可決 (99.82)
加納吉康	25,903	47	0	(注) 3	可決 (99.82)
小林史典	25,903	47	0	(注) 3	可決 (99.82)
飯田輝智	25,903	47	0	(注) 3	可決 (99.82)
荻原茂	25,902	48	0	(注) 3	可決 (99.82)
松尾年巳	25,902	48	0	(注) 3	可決 (99.82)
赤羽昇	25,869	81	0	(注) 3	可決 (99.69)
土屋定雄	25,903	47	0	(注) 3	可決 (99.82)
松井滋	25,903	47	0	(注) 3	可決 (99.82)
柘植要	25,903	47	0	(注) 3	可決 (99.82)
高橋広	25,900	50	0	(注) 3	可決 (99.81)
清水順三	25,912	38	0	(注) 3	可決 (99.85)
蟹井修	25,903	47	0	(注) 3	可決 (99.82)
野々部洋史	25,903	47	0	(注) 3	可決 (99.82)
第4号議案 監査役1名選任の件					
大杉誠	24,918	1,032	0	(注) 3	可決 (96.02)

(注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分および当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、議案は可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。